

# 神戸市立乙木小学校 PTA 細則

## 第 1 章 役員、会計監査の選出及び就任

第 1 条 役員、会計監査の選出のため選挙管理委員会を設置する。選挙管理委員会は、本校 PTA の役員及び会計監査並びに全学年委員で構成される。

第 2 条 役員、会計監査の選出及び就任は、次のとおりとする。

- 1 選挙管理委員会は、立候補の受付を告示する。
- 2 全会員は、役員及び会計監査候補者を推薦する。
- 3 選挙管理委員会は、被推薦者に対し、推挙された事に関し通達を行い、同意を求める。
  - (1) 推薦等により、当該年度の 12 月までに被推薦者が決定しない場合には、クジ方式により被推薦者を決定することができる。
  - (2) 選挙管理委員会・現役員立ち会いのもとで開票し、被推薦者を決定する。
- 4 選挙管理委員会は、同意を得た役員及び会計監査候補者数を会員に告知する。
- 5 選挙管理委員会は、全校運営委員会において、全候補者の氏名を告知する。
- 6 選挙管理委員会は、候補者が定数を満たす場合、全校委員会の承認を得て選出する。
- 7 選挙管理委員会は、選出の結果を全会員に告知する。
- 8 選挙管理委員会は、役員及び会計監査予定者について、定期総会で承認を得る。
- 9 役員及び会計監査予定者は、総会での承認を得た後、就任する。
- 10 選挙管理委員会は、新年度役員及び会計監査が就任後、解散する。

## 第 2 章 学級委員の選出

第 3 条 学級委員の選出は、次のとおりとする。

- 1 新年度の学級会において選出する他、本校 PTA 本部から本校 PTA 会員に対して立候補を求めることにより選出することができる。

ただし、役員及び会計監査予定者は、学級委員に選出または立候補できない。
- 2 学級委員の定数は、各学級につき 2 名とする。

ただし、学級ごとの選出による他、本校の全学級数に 2 を乗じた人数を学級委員の定数として、全校から学級委員を選出または立候補を求めることができる。
- 3 学級委員の任期は、1 年とし、各々の任期満了後の免除期間は 2 年とする。

ただし、再任は妨げない。

## 第2章の2 学年委員の選出

第4条 学年委員の選出は、次のとおりとする。

- 1 新年度の学年集会において選出する他、本校 PTA 本部から本校 PTA 会員に対して立候補を求めることにより選出することができる。  
ただし、役員及び会計監査予定者は、学級委員に選出または立候補できない。
- 2 学年委員の定数は、各学年の各学級数に2を乗じた人数とする。  
ただし、学年ごとの選出による他、本校の全学級数に2を乗じた人数を学年委員の定数として、全校から学年委員を選出または立候補を求めることができる。
- 3 学年委員の任期は、1年とし、各々の任期満了後の免除期間は2年とする。  
ただし、再任は妨げない。

## 第3章 予算委員会・各種委員会・各部

第5条 予算委員会、各種委員会、各部は、次のとおり構成する。

- 1 予算委員会は、会長、副会長、会計、各委員会委員長、各部部長及び学校代表で構成する。
- 2 各種委員会は、学級委員または学年委員により構成するほか、随時、ボランティアを募集することにより構成することができる。  
2の2 ボランティアを募集することにより各委員会を構成する際の委員数は、原則として、第3条第3号に定める選出者数の総和または第4条第3号に定める選出者数の総和程度とする。
- 3 各部は、全会員により構成する。委員との重複は妨げない。
- 4 各委員会委員長は、各部部長との兼任はできない。

第6条 予算委員会は、次のことを行う。

- 1 年間計画に基づく活動に必要な収支の予算を立案する。
- 2 必要に応じ補正予算を立てる。

第7条 広報委員会は、次のことを行う。

- 1 会員に対し本会の活動及び運営の情報伝達に努める。
- 2 PTA 広報誌「おとぎ」を発行する。
- 3 当該年度の年間計画に基づき活動する。

第8条 リサイクル委員会は、次のことを行う。

- 1 リサイクル運動を推進し啓蒙する。
- 2 当該年度の年間計画に基づき活動する。

第9条 地域ふれあい委員会は、次のことを行う。

- 1 青少年育成協議会、ふれあいまちづくり協議会及び学校施設開放委員会の行事に出席する。
- 2 会員に対し活動の向上に努める。

3 当該年度の年間計画に基づき活動する。

第10条 学校ふれあい委員会は、次のことを行う。

- 1 給食試食会の計画及び実施（1～2回）をする。
- 2 当該年度の年間計画に基づき活動する。

第11条 PTA スポーツ愛好部は、次のことを行う。

- 1 スポーツ活動全般を通して、会員相互の親睦を図り交流を深める。
- 2 垂水区PTA 連合会交歓親睦バレーボール大会を通して、他校との交流を深める。
- 3 当該年度の年間計画に基づき活動する。

第12条 学校長は、学校管理ならびに教育上、各委員会、各部に出席して意見を述べることができる。

第13条 前各条に定められていないことについては、運営委員会に置いて協議のうえ、実施担当を決定する。

昭和55年11月14日 （第4条・2）一部改正

昭和58年 1月18日 一部改正

昭和62年11月19日 （第1条）一部削除

平成 8年 6月11日 （第2条）一部改正

平成 8年 6月11日 （第11条）追加

平成13年 3月 7日 改訂

平成14年 3月 7日 （第11条）一部改正

平成14年 3月 7日 （第15条）一部改正

平成15年 5月 9日 一部改正・一部削除

平成21年 4月 1日 第4章 改正

平成24年 5月18日 一部改正・一部削除

平成27年 4月 1日 一部削除

平成29年 5月12日 一部改正・削除

令和 元年 5月10日 （第3条・3）一部訂正・（第3条・4）追加

令和 元年10月21日 （第2章の2）追加

令和 2年 3月16日 （第5条第2号）一部改正

令和 3年 5月 7日 （第3条第2号、第4条第2号、第5条第1号、同条第2号、第9条第1号）一部改正、（第5条第2号の2）追加

令和 4年 5月 6日 （第1条、第3条第1項・第2項、第4条第1項・第2項）一部改正